

令和元年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
農村振興課	令和元年度第1号滋賀地区ため池調査点検業務委託	令和元年度第1号滋賀地区ため池調査点検業務	令和元年10月16日 ~ 令和2年3月25日	滋賀県土地改良事業団体連合会	8,580,000	本業務は、ため池に関する現地調査・点検やその結果を踏まえたデータベースの整理、ため池マップの作成を行うものである。 当該団体は、市町との深い信頼関係を有し、また、「滋賀県農地・農業水利施設管理システム」の運用管理者としてため池の情報を管理していることから、本業務を円滑かつ迅速に遂行できる唯一の団体であるため。	2	3イ
甲賀農業農村振興事務所 (田園振興課)	県営杉山地区 換地処分等事務委託	換地処分等委託業務	令和元年12月19日 ~ 令和2年3月27日	甲賀市	5,590,000	換地を行うための事務は、換地の総合的な調整と地元の実情に精通している者が実施することが必要であり、土地改良区または市町(土地改良区のない地区)が実施することが適当であるため。	2	3イ